

令和4年8月10日

令和4年度第5回青森市農業委員会 月例総会議事録

青森市農業委員会

1. 開会年月日 令和4年8月10日（水曜日） 午後1時00分
2. 開会場所 柳川庁舎2階 大会議室
3. 閉会年月日 令和4年8月10日（水曜日） 午後2時01分

4. 議案

- 議案第24号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
- 議案第25号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
- 議案第26号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第27号 農用地利用集積計画の決定等について（農地中間管理権の取得）
- 報告第13号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の受理について
- 報告第14号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- 報告第15号 青森市農業委員会非農地証明事務処理規定に基づく非農地証明書の交付について

5. 農業委員出席者の番号及び氏名

1番 秋谷 進	2番 安部 浩一	3番 一戸 昭憲
4番 大柳 建秀	5番 鎌田 清勝	6番 工藤 隆志
8番 齊藤 光朗	9番 澤田 今日一	11番 豊川 明子
12番 長野 英雄	13番 中村 美喜雄	15番 西澤 清光
16番 野口 友子	17番 福士 修身	19番 山田 正樹

6. 農業委員欠席者の番号及び氏名

7番 窪寺 洋志	10番 堤 武久	14番 成田 貴吉
18番 安田 昌樹		

7. 農地利用最適化推進委員出席者の番号及び氏名

2番 澤田 秀一	3番 工藤 榮	4番 工藤 隆正
6番 風晴 繁雄	7番 山内 洋一	8番 山田 五月
9番 川村 忠則	10番 佐藤 量一	11番 小泉 作郎
13番 石川 正光	16番 天内 輝明	17番 三上 紘史
19番 細川 隆雄		

8. 農地利用最適化推進委員欠席者の番号及び氏名

1番 千島 修	5番 木立 忠徳	12番 斉藤 直美
14番 奈良岡 和也	15番 野呂 正幸	18番 出町 鉄昭

9. 会議に従事した職員の職氏名

事務局 長	小 笠 原 訓 史	事務局 次 長	工 藤 哲 也
事務局 分 室 長	佐 藤 保	主 幹	工 藤 武
主 事	天 内 隆 人		

10. 議事の概要

(開会、議事録署名、会期)

○議 長 (西澤清光会長職務代理者)

それでは、ただ今から、令和4年度第5回青森市農業委員会月例総会を開会します。
これより会議に入りますが、事務局から出席状況の報告を求めます。

○事務局次長

青森市農業委員会農業委員 19 名中 15 名が出席しております。
以上です。

○議 長 (西澤清光会長職務代理者)

ただいま、事務局から報告がありましたとおり過半数以上の委員が出席しておりますので、本総会は成立いたします。

あらかじめ皆様にはお願いしますが、コロナ対策のため、発言の際は、起立はせずに、挙手のうえ、議席番号及び氏名を告げて、議長の許可を得てからとなりますので、よろしく願いいたします。また、議事録作成のため、録音しておりますので、発言の際はマイクを受け取ってから発言くださるようお願いいたします。

続きまして、議事録署名者を指名いたします。1 番秋谷進委員、2 番安部浩一委員の両委員を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議 長 (西澤清光会長職務代理者)

ご異議なしと認め、両委員にお願いいたします。
引き続き会期を定めます。会期は、本日 1 日と決することにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長（西澤清光会長職務代理者）

ご異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

ただいまより議案審議に入ります。議案第24号を議題とします。事務局、議案朗読及び説明を求めます。

（分室長 議案のみ朗読）

○事務局

本案は、農地の耕作を目的とする所有権の移転が4件、賃借権設定が3件です。

個別の内容につきましては、議案書の2ページから3ページに記載しておりますが、要約して説明させていただきます。

右から二つ目の欄の申請事由をご覧ください。申請事由は、譲渡人または貸主については、労力不足等のためであり、譲受人または借主については、経営規模の拡大であります。

これらの申請はいずれも、農地法第3条第2項各号に規定する不許可要件に該当しないものと判断しており、調査内容につきましては、お手元に配付しているA3版の調査書のとおりであります。

また、申請番号52番について説明を補足します。こちらは、新規就農であります。取得する農地面積が畑2,566㎡となっております。本市においては、畑は通常3,000㎡が下限面積となりますが、今回は申請地が浅虫でございます。浅虫がある野内地区は、旧野内村の当時から下限面積が2,000㎡に設定されていたことから、不許可要件には該当いたしません。

それではご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

それでは、まず、2ページ目の申請番号52番、●●●●さんは新規就農の方で、申請者ご本人がお見えになっておりますので、事情をお聞きのうえ、ご審議願います。

では、申請者である●●●●さんを入場させてください。

（●●●●氏 入場）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

それでは、●●●●さん、まず簡単に自己紹介と申請に至った理由等をお願いします。

○●●●●氏

初めまして、●●●●といたします。青森市浅虫温泉に在住しております。52歳です。今回申請をした理由はお手元の資料にあるかと思いますが、以前から農業に興味がありまして2年前に移

住、定住を開始しました。青森市出身ですけれども、家内が浅虫生まれ育ち、今も生活しております。定住してわかったことの中に自然も山もいろいろとあるんですけれども、現地で農作物を作る人がどんどん減っている。そして、よく野菜を買う道の駅さんですとか、体や足が弱いおばあさん、おじいさんが唯一買いに行けるところの野菜が青森浅虫産では無い。遠くから持ってきているところがたくさんあるので、それをちょっと気にし始めたところ、年齢も年齢ですし、まだ体は動きます。これから浅虫での生活を充実させる事も含めて、地元で野菜を作りながら、地元で販売して地域貢献かつ、うちの家庭内のコミュニケーションを図ったりする方法を考えていたところ、ちょうど畑を放棄したいという方が近所におられまして、遺産相続等の関係ですけれども、貸してくださいと言ったところ、売りますから買って下さいということで、今回の申請に繋がっております。よろしくお願いいたします。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

それでは、●●●●さん、これからどのようにして農業を経営していくのかなど、いろいろお聞きしたいので、よろしくお願いいたします。

質問・意見のある委員は述べてください。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

はい、1番秋谷委員。

○1番（秋谷進委員）

1番秋谷です。●●●●さん、どうもご苦労様です。2点程、お尋ねしたいと思います。

●●●●さんの営農計画書を拝見すればですね、馬鈴薯と大根で頑張ってみようかという計画が出ていますが、ずっとこの計画なのか、計画ですので他のものを考えているのか、その辺、お知らせしたいと思います。というのは、馬鈴薯と大根では今後なかなか生活が難しいんじゃないかなという感じもしますので、どういう形で農業経営これから考えているのか、これが第1点目です。

第2点目は、出荷先がその他になっていきますので、農協とかそういうのは関係ないようです。経験がたぶん無いと思いますので、農業の技術指導で困った場合に、どこから指導を受けようという考えがあるのか、そういうのがあればお知らせしたい。2点です。よろしくどうぞ。

○●●●●氏

では、2点お答えいたします。大根と馬鈴薯を選んだ理由は、子供が3人いるんですけれども、一番下が今年の3月に第一高等養護学校を卒業した障害児で、3年間農業班というところで野菜を作らせて頂いたんですけれど、大根とじゃがいもを見事に3年かけて育てあげました。

私と家内で畑を耕そうと思っていますけれども、娘も含めてやろうとした時に何が作れるかな、大根とじゃがいもかな、というところからスタートしたのが一つ。

就農サポートセンターに相談に行ったところ、購入する予定の畑は、やませの影響を受けるので、初めは根野菜からスタートした方がいいでしょうし、4年ほど休耕状態ですので、今年来年はともかく土を整理する整備するのがやっとならうと、なので5年後の計画の時までに、ある程度やりたくてトライ出来るものが大根と馬鈴薯であったということになります。

もう一つ、就農サポートに関しては、大特とか整地をできるような免許を持っています。移住する前は、カリフォルニアに20年住んでいたんですけど、ワイン畑のトラクターを使わせて頂いて、土地の整備の機械関係は出来ます。ただ、浅虫という特徴と家庭菜園より大きいサイズの農業はやった事はありませんし、申請した時期が悪かったので、来年様々なプログラムに参加して教えて頂きたいなと思っています。

地元にはオラが一番というおじいさん、プロ、セミプロの方々がたくさんいまして、体は動かないけれど口だけは動くので、教えてやるという方もいらっしゃるので、徐々に段階を経て5年後の計画のレベルまで持っていければなど。

途中、何があるかわかりませんが、基本、根野菜で家族と一緒にできればと考えております。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

はい、秋谷委員。

○1番（秋谷進委員）

はい、ありがとうございます。非常に賢明な選択だと思います。まず、根菜類から入るのは良いと思います。

就農サポートセンターの色んなカリキュラムあると思いますが、例えば青森市役所には浪岡に農業政策課というのがあります。県には県民局単位に就農・農業指導機関、指導する部門があります。うちの農業委員会にも、農業のプロがいますので、力になると思います。何なりと相談しながらやっていただければと思います。よろしく、どうぞ。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

他に質問・意見ございませんか。

○各委員

（意見なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

ないようですので、それでは、●●●●さん、審議の結果については、後日事務局からご連絡いたします。

本日はお疲れさまでした。

(●●●●氏 退場)

○議長（西澤清光会長職務代理者）

これより、本案について審議を行います。
質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

(意見なし)

○議長（西澤清光会長職務代理者）

ないようですので、本案について、ご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長（西澤清光会長職務代理者）

ご異議なしと認め、許可することに決定します。
次に、議案第 25 号を議題とします。
事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

(分室長 議案のみ朗読)

○事務局

本案は、農地転用を目的とする農地法第 5 条の許可申請が 2 件となっております。
それでは、今回の転用案件について、「転用案件説明」に基づき、ご説明させていただきます。
申請の場所については、事前に送付しております「案内略図」でご確認願います。
それでは、右上に議案第 25 号 関係資料①と記載している資料をご覧ください。
申請番号 6 番、申請地は 1 筆、譲受人、譲渡人、及び転用目的は記載のとおりです。
申請概要については、2 ページ目以降に関連資料を添付しております。資料をめくっていただき、裏面 2 ページ目が許可申請書、3 ページ目が位置図、4 ページが法務局の地図、5 ページが土地利用計画図、6 ページが農地転用計画書で、土地の選定理由及び近隣の農作物に被害を及ぼす恐れは無いかなどが記載されています。続いて、7 ページから 8 ページが土地の登記簿、9 ページが候補地選定の際の比較検討表となります。

それでは 1 ページ目に戻っていただき、許可基準からみた本案件の判断について説明します。

まず、立地基準については、申請地は、横内市民センター内にある横内情報コーナーの周囲おおむね 500m 以内の区域にある農地であることから、第 2 種農地と判断されます。

第2種農地の転用は、申請の農地に代え、周辺のほかの土地を供することで、事業目的を達成できると認められる場合には、原則は許可することができません。

ただし、当該申請については、貸建設車両等置場を目的とした転用であり、周辺にある非農地の土地についても検討したものの、申請地のほかに当該転用目的に供する土地がなかったことから、第2種農地の基準である代替性がない場合に該当し、許可をすることができると判断されます。

次に、一般基準でございますが、ここに記載しているとおおり、①から⑦までの項目につきましては、事務局で申請内容等を精査いたしまして、問題ないものと考えてございます。

続きまして、右上に議案第25号関係資料②と記載している資料をご覧ください。

申請番号7番、申請地は1筆、譲受人、譲渡人、及び転用目的は記載のとおりです。

こちらは、1月の月例総会で農用地区域からの除外案件として一度審議されていた案件で、今回、除外になったことから申請されたものです。

申請概要については、2ページ目以降に関連資料を添付しております。資料をめくっていただいて、裏面2ページ目が許可申請書、3ページ目が位置図、4ページが法務局の地図、5ページ目が土地利用計画図、6ページが農地転用計画書で、土地の選定理由及び近隣の農作物に被害を及ぼす恐れは無いかなどが記載されています。続いて、7ページが土地の登記簿で、8ページから9ページが法人の登記簿となります。10ページが土地選定の際の比較検討表、11ページが農業振興地域整備計画における農用地区域からの除外の通知となっております。

それでは1ページ目に戻っていただいて、許可基準からみた本案件の判断について説明します。

まず、立地基準については、申出地は甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれにもあたらないその他の農地と判断されます。具体的には、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で、当該農地は過去にりんごが作付けされていたが、収量は平均値以下であったとのことから、このような判断をしたものです。

その他の農地は、星印の所に記載のとおり、第3種農地や非農地に代替土地がない場合に限り、許可できるものであります。当該申請は、申請者が駐車場で利用する目的で、周辺にある非農地の土地も検討したが、申請地のほかに駐車場に供する土地がなかったことから、その他の農地の許可基準である代替性がない場合に該当し、許可をすることができると判断しております。

次に、一般基準でございますが、ここに記載しているとおおり、①から⑦までの項目につきましては、事務局で申請内容等を精査いたしまして、問題ないものと考えてございます。

それではご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

これより、本案について審議を行います。

質問・意見のある委員は述べてください。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

はい、安部委員。

○2番（安部浩一委員）

2番安部です。申請番号6番の件ですが、以前に申請のあったENEOS グローブエナジーさんと関連したものと判断して理解してよろしいでしょうか。

○事務局

この案件に関しては、ENEOS グローブエナジーさんとは関連のない農地転用の申請となります。場所は、隣接農地ではあります。以上です。

○2番（安部浩一委員）

別に問題を指摘している訳ではありませんが、この間、地鎮祭があつてその際、停める駐車場がない。

また、鹿内組さんで経営している老人ホームが目の前に隣接しているので、老人ホームのために使うのかなと思つて内容見たら、貸建設車両置場となつていて、おそらくENEOS グローブエナジーさんで鹿内さんの方から重機を借りて運営、整地していくという話を聞いたので、その関連なのかなと思つて聞いただけです。まったく関係ないものとして理解してよろしいですか。

○事務局

事務局で聞いている限りでは、安部委員がおっしゃつた内容ではなく、あくまでも鹿内組が所有している車両、重機等を置く車両置場という申請内容となっております。よろしいですか。

○2番（安部浩一委員）

わかりました。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

他に質問・意見ございませんか。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

はい、秋谷委員。

○1番（秋谷進委員）

1番秋谷です。今回の転用案件、自分の業務に供するために転用するんじゃなくて、貸すために転用する案件ですので、こういうの初めてじゃないかなと思つて、ちょっと聞きたいと思つています。

まず第1点ですね、中身をみれば、●●氏は会社役員になっていますが、どこの会社の役員なのか。これが第1点です。

それから、転用案件説明資料の7ページ、権利部（甲区）というのがあります。権利者が出てきていますが、理解できないので、出来れば甲区1、2、3、4順に番号出ていますが、この関係を説明していただければと思います。よろしくお願いします。

○事務局

まず1点目ですね。●●●●氏に関しては、会社役員という事ですが、●●●●●●●●の代表取締役でございます。

今回の転用としては、社長自身が個人として●●●の車両置場として使うために今回の車両置場を整備するという事で、転用の目的としては貸車両置場になるんですけども、例としてはあまり無いものですので、県の方にも確認のうえで、車両置場として必要なものだという事で許可見込みはあると伺っております。

2点目の資料の7ページ、権利部（甲区）、最初はず、1番の所有権移転。●●●●さんが相続で農地の所有者になったという事になります。

次の行は、法務局の処理に関する部分で所有権に直接関係するものではないと思います。

次の3行目ですね、登記の目的のところに条件付所有権移転仮登記、右に受付年月日等記載があります。要は、所有権移転をこの時点ではしないのですが、売買の予約というような形で、●●●さんが仮登記をつけたものになります。

その次、1つ空けて、登記の目的に2番条件付所有権の移転とございます。受付年月日は令和4年6月1日でございますが、右の方に原因平成30年7月14日相続とあります。この時に亡くなられた●●●さんの仮登記の権利を●●●●さんが相続した、という仮登記の所有権の移転です。

その次の行が、所有権移転。これが、本来の土地の所有者●●●●さんから●●●●さんが土地を相続したという事になります。

最後、一番下の行は、先程申し上げた仮登記を抹消する手続きを令和4年6月1日に行っているという事です。

仮登記は実際には無く、登記簿上は所有者が●●●●さんになっております。よろしいでしょうか。

○1番（秋谷進委員）

●●●●さんと●●●●さんはどういう関係でしょうか。

○事務局

相続という性格上、親子であると考えられます。

○1 番（秋谷進委員）

●●●さんが親。

○事務局

はい。

○1 番（秋谷進委員）

●●●●さんが子。

○事務局

はい。

○1 番（秋谷進委員）

それで、仮登記つけていたところを●●●●さんが相続した。

○事務局

仮登記の権利を相続したということです。

○1 番（秋谷進委員）

仮登記の権利。仮登記つけている土地じゃなくて、権利。

○事務局

仮登記の権利になります。

○1 番（秋谷進委員）

ちょっと、仮登記の権利というのを内容の説明お願いできますか。

○事務局

仮登記というのはあくまでも、予約というか、本来の所有者●●●さんから所有権は移転されないのですが、仮登記のところに書いてあるように、条件として農地法第 5 条の許可を得なければ仮登記は成立しない。あくまでも仮登記のまま本登記に移ることが出来ないという事になります。

権利を当初、●●●さんが平成 17 年に仮登記したんですけれども、●さんがお亡くなりになったので、息子である●●●●さんが仮登記の権利をつけた状態を引き継いだ、相続したという事になります。

あくまでも条件、農地法第 5 条の許可というのはそのままになりますので、所有権の移転では

なく、仮登記の予約をした権利を●●さんが相続したという事になります。

○1 番（秋谷進委員）

はい。そうすると、今の案件は農地法第 5 条の許可があがってきていますが、ずっと昔から農地法第 5 条の許可を条件とした取引があった事例とみてよろしいのでしょうか。

○事務局

条件としてこれがついているという事は、●●●さんが仮登記した時点で農地転用の申請をする予定があって仮登記をつけた。仮登記をつけるという事は、所有権移転の順位が一番上になりますので、5 条の許可が出た時点で●●●さんに所有権を移転できる。優先順位が 1 番最初にあるかたちになりますので、当時からそういう予定を立てていたということが、この権利部の所を見ると考えられます。

○1 番（秋谷進委員）

なるほどね。今に始まったことではない。第 5 条の転用を●●●●さんに移る前にも、●●●さんが転用しようとしていたんでしょうね。

○事務局

ここの記載を見ると、そういう事が想像されるかと思います。

○1 番（秋谷進委員）

そして、目的としてはその●●●●さん、●●●の社長さんが転用して●●●さんに貸すわけですか。

○事務局

転用して、車両置場として貸すという形になります。

○1 番（秋谷進委員）

会社ではなく、個人がやるわけですね。

○事務局

個人から会社に貸すということになります。

○1 番（秋谷進委員）

会社が取得して会社が転用した方が良い感じがするんですが、昔からこういうふうに関与していた経緯があるからということでしょうね。そういう理解で良いのかな。

○事務局

そう理解していただいて結構です。通常は会社が取得して転用する。多くの場合そういう形になると思うんですが。

○1 番（秋谷進委員）

それが一番オーソドックスですよ。貸すのではなくて。

○事務局

当初そこも確認したんですけども、あくまでも個人で申請したいということで、目的も貸車両置場ということであったので、県の構造政策課の担当の方にも確認の上で、許可の見込みはありますということから、今回はこういう形で申請するという事になっております。

○1 番(秋谷委員)

なんか、じっくりしないけど。なぜ、一旦、個人で取得して転用して、わざわざ会社に貸すのか。まわりくどい。税金関係あるのかな。その辺、詳しい方いませんか。

○事務局

細かくどういう関係で、というのは転用の許可申請上、必要でない部分もございますので、そこについて、こちらでの確認は改めてはしていないんですけども、何かの事情はあるかと思えます。

ただ、立地基準、一般基準、その他、県の方での許可見込みありという事で、書類その他を揃えて頂いて今回の転用許可申請に至ったという事になっていきますので、よろしくお願ひします。

○1 番（秋谷進委員）

ありがとうございました。

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

他に質問・意見ございませんか。

○各委員

（意見なし）

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

無いようですので、本案について、許可相当の意見を付し、県知事へ送付することにご異議ございませんか。

○各委員
(異議なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)
ご異議なしと認め、そのように決定します。

○議長(西澤清光会長職務代理者)
次に、議案第26号及び27号は関連がありますので一括審議の議題とします。
事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

(分室長 議案のみ朗読)

○事務局
本案の農用地利用集積計画(案)は、所有権移転が5件、利用権設定が7件の合計12件であります。

個別の内容につきましては、所有権移転の案が5ページから6ページ、利用権設定の案が7ページから10ページに記載しております。

これら農用地利用集積計画(案)につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしていると判断しております。

なお、議案第27号につきましては、青森県農地中間管理機構が利用権の設定を受けるもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項により、農地中間管理機構の転貸予定内容に対しての意見も求められています。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(西澤清光会長職務代理者)
これより、本案について審議を行います。
質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員
(意見なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)
それでは、本案について当該計画等のとおり決定することにご異議ございませんか。

○各委員
(異議なし)

○議長（西澤清光会長職務代理者）
ご異議なしと認め、当該計画等は決定といたします。

○議長（西澤清光会長職務代理者）
次に、報告第13号を議題とします。
事務局説明願います。

（分室長 報告のみ朗読）

○事務局
本案は、青森地区市街化区域内農地の所有権移転等を目的とした転用届出が3件となっており、青森市農業委員会事務処理規程の規定に基づき、受理通知書交付済です。

○議長（西澤清光会長職務代理者）
事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員
（了承）

○議長（西澤清光会長職務代理者）
次に、報告第14号を議題とします。
事務局説明願います。

（分室長 報告のみ朗読）

○事務局
本案は、農地の賃貸借契約の合意による無条件解約が6件となっております。

○議長（西澤清光会長職務代理者）
事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員
（了承）

- 議長（西澤清光会長職務代理者）
次に、報告第15号を議題とします。
事務局説明願います。

（分室長 報告のみ朗読）

- 事務局
「青森市農業委員会非農地証明事務処理規定」に基づく非農地証明で8件です。
なお、非農地証明については、同規定により交付済です。

- 議長（西澤清光会長職務代理者）
事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

- 各委員
（了承）

- 議長（西澤清光会長職務代理者）
続いてその他に移りますが、皆様から何かございますか。

- 4番（工藤隆正推進委員）
（非農地証明交付の手続きについて）

（工藤隆正推進委員から情報提供があるということであったが、先に事務局から報告等を説明）

- 事務局
（『農業委員会業務必携』農地法の改正内容について）
（次回の月例総会は9月12日（月）午後1時から、場所は浪岡中央公民館大ホールで開催予定の連絡）

（工藤隆正推進委員から追加でその他の情報提供あり）

- 4番（工藤隆正推進委員）
（諫早湾の干拓事業について情報提供）
（農事振興会の会費徴収方法について説明）

○12 番（長野英雄委員）

（研修会、意見交換等ができる会議の開催を要望）

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

これを持ちまして、令和4年度第5回青森市農業委員会月例総会を閉会いたします。